

## ラムサール条約国別報告書原案に対する意見の概要

行動番号	意見内容
1.1.1	「日本の重要湿地500」について、クライテリアを具体的に明記すべき。また、決議 6に基づく包括的な国内湿地目録の作成の予定または見通しについて記述すべきである。
1.1.2	<p>「重要湿地500」は潜在的なラムサール条約湿地を含んでおり、環境省のラムサール条約検討会でも資料として使用されているため、1. の回答は「D」とすべき。</p> <p>自然再生推進法の法案審議の際、NGOから「自然再生基本計画」を策定する条項の追加提案を行い、この中で再生や回復が必要な湿地等の目録作成についても提案したが、目録作成が実行されていないこと、またその理由について記述すべき。</p> <p>サンゴ礁、藻場、マングローブ林等がそれぞれ「日本の重要湿地500」にどれだけ掲載されているかを記載すべきである。</p>
1.1.3	<p>「『日本の重要湿地500』の一部の湿地において、モニタリングを実施し、データの収集を行っている。」とあるが、「一部の湿地」とはどこなのかを明記すべきである。</p> <p>今後の湿地目録の管理、蓄積及び維持の予定について、少なくとも「重要湿地500」については記述すべき。</p>
1.1.4	「重要湿地500」の公開されていないデータの公開と更新予定、また今後のメタデータベースの構築と公開の予定について記述すべき。
1.1.6	1～3の回答はすべて「B」となっており、追加コメントでは「このことにより、環境影響評価、各種計画策定等においても関連する情報が活用されている」と記載されているが、楽観的過ぎるのではないか。活用されているのであれば、具体例を挙げるべきである。また、緑の国勢調査の一環として行われている「浅海域生態系調査」の干潟調査箇所は、約150カ所に止まっている。よって、1～3の回答は「D」とすべき。
1.2.2	「モニタリングサイト1000」については、「得られた情報の保管及び情報提供を行っている」とあるが、一部調査が実施されているものの、情報の保管および情報の提供はまだ行われていないのではないかと。
1.2.5	気候変動について、地球環境研究費の使途と調整を図るべきであり、今後の方針についてその旨記述すべき。
1.2.	<p>開発等による沿岸湿地の消失や劣化を防ぐために、どのような方策がとられたか、また消失面積や劣化の度合いなどに関して具体的に報告すべき。</p> <p>自然保護団体の反対にもかかわらず、日本最大級の湿地である諫早湾干潟について農地化するための干拓が進んでいることや、南西諸島特有の生態系を有する泡瀬干潟について、しゅんせつ残土を捨てるためと地域振興を目的に埋立が進められていることを記載すべきである。</p> <p>「浅海域生態系調査」の結果について要約を引用するなどして記述すべき。</p>
1.2.	湿地へのダムの影響評価については、「C」の回答のままでも良しとせず、今後早急に評価する必要があることを記述すべき。
1.2.6	<p>保護水面の指定・管理に関して、どのような観点から、いつ、どこに、どの程度の面積の保護水面の指定をし、どのような管理をしているのかを記載すべきである。</p> <p>保護水面の指定・管理に関する記述があるが、これは水産資源の保護に関する施策について述べただけで、湿地の水産物の存続にもたらす便益評価とは関係ない。</p>
1.2.7	湿地の利用可能な水資源の評価については、釧路湿原、ウトナイ湖、琵琶湖など、評価が行われている場所があるはずなので確認されたい。
2.1.1	<p>新・生物多様性国家戦略においては、湿地の現状や保全の理念等について記述されているが、生物多様性保全のための他政策と部分的に混然としており、また湿地保全のための具体的な目標や行動について包括的に記述しているものではないので、これをもって国家湿地政策を策定しているとはいえない。また、WSSD目標に基づく国家政策の樹立の着手予定について記述すべき。</p> <p>新・生物多様性国家戦略は、関係省庁の施策や事業を併記したものとどまり、具体的な数値目標、スケジュール、行動のための予算を備えたものではなく、また、日本の湿地保全の到達点が明確で包括かつ利用可能なものとして十分に示されていないため、国内湿地政策とすることはできないのではないかと。</p>
2.1.2	国立公園内の湿地の自然再生事業が、いつ、どのように公園計画に位置づけられたのかを具体的に記述すべき。また、藻場と干潟の保全と創造が、いつ策定された水産基本計画に明記され、かつそのためにどのような施策がとられることになるのか、明記すべき。
2.2.1	<p>わが国では、開発に関する各種法律において抽象的に環境配慮を謳う改正がなされたにとどまり、湿地保全に実効性のある見直しはなされていないのが実情である。追加コメントに「法改正にあたっては、必要に応じ関係省庁間の協議が行われている」とあるが、「法改正にあたっては、必要に応じ関係省庁間の協議が行われているが、湿地に関する法制度見直し検討委員会は発足していない。」との修正はできないか。</p> <p>湿地の保全及び賢明な利用に関する法律として、自然環境保全法、河川法等を挙げているが適切ではない。前者については、ゾーニングした湿地しか保全できず、河川法は1997年の改正によって、河川管理の目的の一つに「河川環境の整備と保全」が加わったが、自然環境あるいは生物多様性と明記しなかったこともあり、「流水の正常な機能の維持」を理由に、濁水対策としてのダム建設を正当化する根拠とされてしまっている。</p> <p>また、景観法も例としてふさわしくない。土地所有権を制限する内容を含むものであり、その点では湿地をはじめ自然環境保全に資する部分もあるが、湿地保全を目的としたものでないだけに、どの程度効果があるのか疑問がある。</p>
1.2.2.	文化的景観については考慮されているが、湿地の持つ遺産的価値については現在のところ考慮されていないため、「B」ではなく「D」と回答すべき。遺産的価値の側面においても今後の目標を是非掲げて欲しい。

r2.2.	環境影響評価法においては、ガイドラインが求めているような生物多様性に関するスクリーニング基準、スコoping基準は確立していない。また、ガイドラインは、住民参加について意思決定を含め評価プロセス全体に関与すべきことを求めているが、わが国の環境影響評価法では住民は意見を述べるにとどまり意思決定まで関与しているものではないので、3. についての回答は「B」ではなく「D」とすべき。 「地域社会及び先住民は影響評価のプロセスに参加した。」で「B」と回答しているが、市民訴訟制度等によりその実効性を確保するための手段がないため、回答は「D」とすべき。
2.2.3	2. と3. の回答がともに「B」となっているが、環境影響評価の実施状況が明らかでないので、追加コメントに環境影響評価が適用された具体例や件数を記載すべきである。また、日本の環境影響評価には、社会、経済及び文化的影響の十分で適切な検討が含まれていないので3. の回答は「C」とすべき。
r2.2.	「国際影響評価学会の専門家が国内の環境影響評価プロセスに組み込まれた」の回答が「H」とされているが、「C」とすべき。
3.1.2	「エコシステムアプローチの適用を含む湿地の賢明な利用のための助言、方法、最適な実践例を収集し、湿地管理者に配布した。」の回答が「B」となっているが、自らエコシステムアプローチの適用を含む湿地の賢明な利用のための実践例を収集したわけではないので、回答は「D」とするのが妥当である。 決議の和訳と配布のみで、助言、方法、実践例の収集は行われていないため、回答は「B」ではなく「C」とすべき。環境省のパンフレット「ラムサール条約と条約湿地」の作成において、わずかだが国内の登録湿地の賢明な利用の事例が挙げられている。この取組みを今後強化することを明言すべき。
3.1.3	新管理計画ガイドラインの適用について、ラムサール条約湿地である谷津干潟や藤前干潟での具体的な取り組みを書き加えてほしい。
r3.1.	「グローバル・マングローブ・情報システムを通じたマングローブ生態系の保全及び持続可能な利用に関する情報管理を実施している」とあるが、情報を生かして具体的に何をどのように保全しているかなどの回答がない。
3.3.1	回答が「B」となっているが、中池見湿地や諫早湾干潟、泡瀬干潟等が保全されていない状況を鑑みれば、「D」が適当。また、「学術的価値の高い湿地を天然記念物として指定し」とあるが、2003年から2005年の間に天然記念物に指定された湿地があれば明記すべきであり、もしないのであればこのコメントは削除されるべき。
r3.3.	追加的コメントが具体的でない。いつ、どのような事業に対し、どの程度の補助を行ったのか、また、いつ、どこで、どのようなモデル事業を実施しているのか、明らかにすべき。
r3.3.	この事例として、埋立てにより一時的な湿地が出現し、渡り鳥にとって重要な越冬地となっている福岡市・博多湾人工島埋め立て地の例がある。
3.4.2	「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むガイドライン(ラムサール賢明な利用ハンドブック第4巻)が利用あるいは適用された」の回答が「B」とされているが、上記ハンドブックが利用あるいは適用されたことが判るように記載されるべき。また、河川整備計画策定のために設置され、活動している流域協議会でこのハンドブックが利用されているか否かを調べ、回答すべき。
r3.4.	尾瀬沼からの取水制限は、従前から実施されていたものであり、そのことを明記して、脅威が長期にわたって続いていることが判るようにすべき。
r3.4.	「在来魚種などの移動経路がダムによって阻害されないことを確保する手段が講じられた。」が「B」とされているが、追加コメントをみると、「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、公表しただけであるから、回答は「D」とすべき。 「魚がのぼりやすい川づくり」は単に手引きが作成されて公表されているだけでなく、実際にモデル事業が各地で実施されているが、このことについて記述すべき。
3.4.5	博多湾和白干潟において、ラムサール条約湿地となるように環境省が取り組んでいることを書き加えてほしい。
r3.4.	ラムサール推進国内連絡会議はラムサール国内委員会ではないため、回答は「B」ではなく「D」とすべき。
r3.4.xx	日本の水田が独特の湿地生態系を形成していること、水田を保全する里山里地の保全運動を進めていること等を記載してはどうか。
4.1.2	「湿地の再生/回復プログラムまたはプロジェクトが展開された。」の回答は「B」となっているが、自然再生事業は開始されたばかりなので、回答としては「部分的には行われている」との判断が適当であり、「D」とすべき。
r4.1.	回答が「B」とされ、追加コメントでは「国交省では、社会資本整備重点計画(2003年策定)として、「失われた湿地・干潟を2007年までに約2100ha再生すること」を目標に事業を進めている。」と記述されているが、どこでどのような再生が行われているのか不明である。回答は「D」とすべきであり、追加コメントにおいて事業の実体を記載すべき。 具体的に再生する面積と破壊する面積を正確に明示する必要がある。 社会資本整備重点計画には、数値目標のみで具体的な湿地・干潟リストも実行計画も存在していないため、回答は「B」ではなく「E」とすべき。また、社会資本整備計画で進められている再生事業の進捗状況を明記すべき。 社会資本整備重点計画とラムサール条約は国内の法律でどのようにリンクするのか書き込んで欲しい。
r4.1.	追加コメントの中で新・生物多様性国家戦略が引用され、かつ、「COP8以降は特に見直していない。」とされているが、何故見直しをしていないのかについても言及すべきである。そうでないと、既にある新・生物多様性国家戦略で対応十分と考えているのか、それとも今後見直そうとしているのか、日本のスタンスが判らない。
r4.1.	日本の条約湿地の面積の78%を占めており、1980年代からヨシ原の再生などに取り組んでいる琵琶湖の事例も記述すべき。
r4.1.	「自然再生事業のほとんどが、地域社会活性化と関連づけて取り組まれている。」とあるが、釧路湿原では「地域社会の活性化と関連づけられている」事例はほとんど見られない。

r4.1.	「地域社会と先住民は、湿地再生活動に関与した。」の回答が「B」とされているが、先住民であるアイヌの人々の再生事業に対する参加が明記されるべきである。 釧路湿原では先住民に対する働きかけが認められない。
r5.1.	特定外来生物被害防止法は国内移動に対応していないため、回答は「B」ではなく「D」とすべき。
r5.1.	特定外来生物被害防止法の策定に合わせて、外来種によるリスクがあることは確認されたと思うが、その評価を行うには至っていないため、回答は「B」ではなく「C」と回答すべき。 特定外来生物の指定日と指定種を記載すべき。
r5.1.	特定外来生物被害防止法に基づくオオクチバス駆除のモデル事業実施地に伊豆沼・内沼、片野鴨池、琵琶湖が指定された状況を記述すべき。 琵琶湖等移入種によって影響を受けた湿地は多く、その情報を追加コメントで記載すべき。
5.1.2	特定外来生物被害防止法は国内移動に対応していないため、回答は「B」ではなく「D」とすべき。
6.1.1	「湿地管理への地域社会及び先住民の参加に関するガイダンスが適用された。」が「B」とされているが、先住民であるアイヌの人々の再生事業に対する参加が明記されるべき。
6.1.4	ラムサール条約湿地として登録する段階で、湿地保全NGOが参画できるシステムを作るための努力が望まれることについて記述を加えてほしい。 国指定鳥獣保護区指定後のラムサール条約湿地の継続的な保全管理については、「市民の理解と参画」が十分得られているとは言いがたいので、今後の課題であることを付記すべき。
6.1.2	湿地の文化的価値として片野鴨池の事例が挙げられているが、「江戸時代から300年以上に渡って」利用されてきたこと、「坂網
r6.1.	猟(さかあみりょう)という伝統的な投げ網猟」という言葉を入れるべき。
r6.1.	「河川整備計画を作成する際には、各水系で関係住民を交えた流域委員会を設置し検討するなど、関係住民の意見を反映させるための措置を講じている。」としているが、各地で流域委員会を設置しているのは事実であるものの、これが地域の利害関係者の参加を可能としている制度かという大きな疑問がある。
r6.1.	追加コメントに釧路湿原での自然再生事業が例示されているだけであるが、市民参加ということであれば、NPO法人アサザ基金の活動、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会の活動、ナチュラリスト敦賀緑と水の会の活動、NPO法人無栗ぬまっこらぶ等の活動を紹介すべき。 冬期湛水水田事業も参加型環境管理に該当すると思われるので、各地で成果の上がっている事例(例えば宮城県の冬水田んぼ、茨城県江戸崎町(オオヒシクイ米)、兵庫県の田んぼピオトープ(コウノトリ野生復帰)など)を紹介すべき。
6.1.6	どこのどのような事業に対して、どの程度の補助を行っているのか、また、どこで、いつから、どのようなモデル事業を行っているのか明記すべき。 日本をはじめとする東南アジア地域においては、特別な保護区に限らず、一般的に農業が水田の生態系を保全する役目を担っていることを記載してはどうか。
7.1.1	普及啓発のための各種シンポジウムの開催や水鳥湿地センターの整備が記載されているが、いつ、どこで、どのようなシンポジウムを開催したのか、また水鳥湿地センターの整備がどうして民間部門に、賢明な利用の原則を適用することを奨励することになるのかを明記すべき。
7.1.2	「民間部門、学会および専門機関が湿地に関連する意思決定に関与した。」の回答が「B」とされているが、追加コメントには、新登録湿地の選定と自然再生事業しか記載されていないのであるから「D」とされるべき。
7.1.5	水産資源の管理について、漁業法による保護・管理等の記述が必要である。
8.1.1	冬季湛水水田、渡り鳥生息地のブランド米(オオヒシクイ米、加賀の鴨米、湘南タゲリ米等)など、多くの取り組みがあるので記述すべき。環境省が作成に関わっていた小冊子「里地・田んぼではじめる自然回復」(平成15年3月発行)の内容を記述すべき。
r8.1.	日本においては、むしろ貿易の自由化・関税の撤廃等によって、稲作農業の継続が困難になり、水田を中心とする流域の生態系の維持もできなくなる例があることを記載してはどうか。
実施目標9全般	実施目標9については、「C」の回答が多いこともあり、追加コメントが記載されていない部分が多い。どうして「C」なのか、今後どうするつもりなのか等をコメントすべき。
r9.	回答は「D」ではなく「C」とすべき。まず、我が国のCEPAに関する取り組みが一般的に遅れており、湿地CEPA国内行動計画が策定されていないこと、及びその理由について記述すべきである。その上で、新・生物多様性国家戦略の各記述の実施結果、進捗状況についても具体的に記述すべき。
r9.	「2002年の作業部会の議論を踏まえ、検討中」とあるが、ビジターセンターや湿地センターの環境教育担当の専門家間の技術、意見、情報の交流はまだ行われていないことを付記すべき。また、2002年末までに策定されるべき国内行動計画の策定が遅れていることとその理由、そして今後どのような手順で検討を進めていくのかを記述すべき。
r9.	国内行動計画の策定が遅れていることとその理由、そして今後どのような手順で検討を進めていくのかを記述すべき。
r9.	「関係省庁間で、湿地問題についての意思伝達と情報共有に関して方策が講じられた。」の回答が「B」とされているが、追加コメントにはラムサール条約関係省庁連絡会議の設置のみの記載しかなく、湿地問題全般にわたる意思伝達と情報の共有とは言いがたい。よって回答は「D」とすべき。
r9.	U.S. Fish and Wildlife Service制作「Learn About Seabirds」の翻訳・日本語増補版「海鳥を学ぼう」の制作協力を北海道海鳥センターが行っていることを記述すべき。

r9.	シギチドリネットワークの国内参加地間では、メーリングリストが立ち上がっており、ガンカモネットワークにも同様のものがあるので記述すべき。
r9.	世界湿地の日についての取り組みが遅れていてほとんど報道等がないことを明記すべき。
r9.	自然再生事業実施地に限らず、メディアとの協力は複数の登録湿地で行われていることを記述されたい。
10.1.5	生態系保全等における水田稲作や溜池管理の効用をうたい、「わが国では、技術的・制度的工夫等により、農業的水田管理で生態系の維持が可能」と記載してはどうか。
10.1.8	水鳥以外の湿地に依存する分類群の生息数情報としては、こういった分類群が今後提供可能なのか、多少イメージを把握できる情報提供はできないか。
11.1.2	片野鴨池の環境省策定のマスタープランは、日本野鳥の会の提案により管理計画策定のガイドラインに従って策定されたものであり、その旨記載すべき。また、国指定鳥獣保護区の保全管理計画樹立にあたって環境省から各自然保護事務所に示された雛型は、ガイドラインにそったものではなかったことを明記すべき。
11.1.1	追加コメントに「鳥獣保護法や自然公園法を始め、国レベルの地域指定制度を適用することにより、湿地の保全管理を進めている。」とあるが、国が熱心に活動しないとこれらの制度は活用されない。日本の方針にはこのような欠点があることを記載すべき。
r11.1.	回答が「B」となっているが、すべての鳥獣保護区の指定計画に「生態学的特徴を維持する方策が組み込まれている」とはいえない状況であることから、「D」あるいは「E」とすべき。
11.1.5	片野鴨池、谷津干潟、琵琶湖には協議会が設置されている。
11.2.4	片野鴨池の記述について、ガン類、ハクチョウ類の個体数は増加しているの、減少しているのはカモ類とすべき。また鴨池外の加賀市周辺の水田の乾田化の影響、市民ボランティアや地元農家の保全活動への参加を明記すべき。 クッチャロ湖の記述について、現時点では湿性植物周辺に入り込みできる施設がないため、このような問題は起きていない。実態と異なるため、記述を削除していただきたい。 佐潟の記述について、 について、「水質の富栄養化」、 について、「佐潟周辺自然環境保全計画の見直しを2005年に行い、潟と地元住民の関わりを深める項目を新規で起こした」の加筆をお願いしたい。
12.2.5	回答が「B」となっているが、北海道、宮城県以外の地域で鉛弾規制が進んでいないこと等から「E」とすべき。
14.1.1 14.1.2	UNEPの機関は滋賀県にもあるので、UNEPの多国間環境協定促進のガイドラインを通して何らかの作業が行われているのではないのか。
14.1.3	について姉妹湿地名が変更となっているので以下のとおり修正が必要。 「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原(日本)」と「ハンター河口湿原(豪州)」
r15.1.	ガンカモ類ワーキンググループが設置した「サカツラガンタスクフォース」、「トモエガモタスクフォース」が活動していることを明記すべき。
15.1.5	追加コメントに「ラムサール条約の国内管理当局である環境省等の政府機関と援助実施機関の間で協議が行われている」とあるが、実態がわからないので具体的に記述すべき。
15.2.1	サハリンエナジー社のサハリン 開発に対する国際協力銀行への融資審査において、環境社会配慮ガイドラインに基づいた審査が行われていることを追加して記述すべき。
18.1.2	「国内ラムサール/湿地委員会(または相当する組織)が存在する」に「B」と回答しているが、ラムサール推進国内連絡会議はラムサール国内委員会とは呼べない。ラムサール国内委員会として発足するためには、現況のラムサール推進国内連絡会議メンバーに加え、湿地専門家や様々な活動分野のNGO等を交えた委員会を設置し、必要に応じてではなく、定期的には是非開催すべき。
18.1.4	国別計画策定ツールによる国別計画の策定は行われていないこと、その理由、目標と計画に応じた報告書になっていないこと、今後の対応策を記述すべき。
20.1.5	国内の関係者の湿地管理能力を高める作業がまず重要と考える。湿地再生の研修以外にも触れるべきである。